

◆昨年e-Taxを利用した方や市の相談会場を利用した方へ

平成28年分の申告でe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して申告書等作成コーナーで作成し、プリントアウトして書面で提出した方は、平成29年分の確定申告書等の用紙は送付しません。平成29年分の確定申告も引き続きe-Taxを利用してください。

また、税理士による無料相談会場や市の相談会場に申告書を提出した方も、確定申告書等の用紙は送付しません。

◆e-Taxを利用しましょう

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の確定申告で、自宅のパソコンでインターネットを利用して申告書の作成や提出ができます。利用にはマイナンバーカードやICカードリーダライタなどの準備が必要です。

詳しくは、国税庁ウェブサイトまたはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570-011-5901）で確認してください。

※e-Taxで確定申告書を送信する際は「電子証明書」が必要です。

※国税庁ウェブサイトで申告書を作成・印刷し、書面で提出できます。

◆「医療費控除の明細書」の添付

平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。これにより、医療費の領収書の提出は不要となります。医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められた場合は、提示または提出しなければなりません。

ただし、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、領収書などの添付によることもできます。

なお、医療費控除の改正に伴い、いわゆる「医療費の封筒」は税務署や市の窓口には準備がありませんので、提出する場合には、必要に応じて封筒を用意してください。

◆公的年金受給者の申告

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計額が20万円以下である場合は、所得税等の確定申告をする必要がありません（外国の年金がある方を除く）。

ただし、この場合でも、所得税等の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

※所得税等の確定申告が不要な場合でも、住民税の申告は必要な場合があります。

◆税務職員を装つた不審な電話や「振り込め詐欺」に注意！

国税局や税務署の職員を名乗る者からの電話で、年金・マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

また、税務職員を装い、ATMを操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。国税局や税務署は、次のことは行つていません。

○年金・マイナンバー制度アンケートなどと称して電話をする
○還付金受取のために、ATMの操作を求める

○国税の納付のために、金融機関の口座を指定して振込みを求める

これらの不審な電話などがあつた場合は、青梅税務署へ問い合わせてください。

◆にせ税理士に注意！

税理士資格のない人が税務相談・申告書の作成などをすることは法律で禁止されています。

また、専門知識などが欠けているため、依頼者が不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となる恐れが

◆財産債務調査および国外財産調査の提出について

ありますので、注意してください。

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、平成29年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2000万円を超え、かつ、平成29年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、3月15日（木）までに「財産債務調査」の提出をお願いします。

また、平成29年12月31日において、その価額の合計額が5000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日（木）までに「国外財産調査」の提出をお願いします。



介護保険サービスを利用している方へ

確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

◆対象となる場合

■在宅の方

次の条件を満たしている場合、介護保険サービスなどを利用した際の費用（介護サービス利用者負担分）が、医療費控除の対象となります。

- ①居宅介護支援事業者などが作成した居宅介護サービス計画に基づき在宅のサービスを利用している

- ②居宅介護サービス計画に、次の医療系居宅サービスのいずれかが含まれている

- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション

- 通所リハビリテーション

- 居宅療養管理指導 ○短期入所療養介護

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（条件あり） ○複合型サービス（条件あり）

- ③②のサービスと併せて利用する場合のみ

- 控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

- 訪問介護 ○訪問入浴介護

- 通所介護 ○短期入所生活介護

- 地域密着型サービス（条件あり・認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護を除く）

- 介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスに限る）

- 介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスに限る）

型サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービスに限る）

※訪問介護、複合型サービス、総合事業サービスの生活援助中心型や、支給限度額を超えたサービス提供分、特別な費用などは控除の対象となりません。

介護保険料を納めている方は、申告の際に、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象となります。

- ①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設

- ②介護老人保健施設・介護療養型医療施設

- 〔施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額〕が控除の対象となります。

- ※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。

- ※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付することとなっています。記載がない領収書は、対象となりません。

問合せ

□控除の対象について：青梅税務署 042-8122-13185（代表）

□介護保険制度について：高齢福祉介護課介護保険係内142

介護保険料は社会保険料控除の対象です

□介護保険制度について：高齢

福祉介護課介護保険係内142

介護保険負担限度額認定証を申請する方へ

介護保険負担限度額認定証は、住民税非課税世帯の方が対象となります。認定証を申請する方は、必ず所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。

申告の際に、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている方は、その年金を受給している方のみ社会保険料控除として申告することができます。

「施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象となります。

※介護老人保健施設・介護療養型医療施設

〔施設介護サービスに対する自己負担額（1割または2割）と、食費・居住費に係る自己負担額〕が控除の対象となります。

※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。

おむつ代に係る医療費控除の申請

寝たきり状態や治療上おむつ

の使用が必要な方のおむつ代が、医療費控除の対象として認められます。

そのためには、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

要介護（支援）の状態にあり、医療費控除を受けることが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、要介護認定書

書」で、主治医が作成し、市に提出されている「主治医意見書」で

問合せ

高齢福祉介護課介護保険係内142

□申告方法や手続きについて：青梅税務署 042-8122-13185（代表）

おむつ代の領収書と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

「寝たきりの状態であること」（B1以上）および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる場合に限り「市町村が主

治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。

※「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」は、市役所1階高齢福祉介護課介護認定係で発行します。

問合せ

高齢福祉介護課介護認定係内142